

退職手当等に係る市民税・府民税特別徴収税額納入内訳書

大阪市長

あて

令和

年

月

目

特 別 徴 収 義 務 者 (給 与 支 払 者)																
郵便番号				—				特別徴収義務者 指定番号								
所 在 地 (住 所)																
フリガナ																
名 称 (氏 名)																
連絡先		所 属					氏 名				電 話					
徴収月			納入年月日					人員計		納入税額計						
令和		年		月	分	令和		年		月		日		人		円

※ 「元号」欄は、「1 明治、2 大正、3 昭和、4 平成、5 令和」の中から該当する数字を選んでください

退職手当等の支払いを受ける者																
1	フリガナ											退職手当等の支払金額				
	氏名															
	住所											役職名				
	勤続期間及び 年数		元号※	年	月	日	徴収された 税額	退職所得控除額の 控除後の金額		円	退職所得申告書の提出	☐	← 1：有 2：無			
		自						市 民 税		円	摘要					
		至						府 民 税		円						
		年	※1年未満の端数切上げ		合 計			円								
2	フリガナ											退職手当等の支払金額				
	氏名															
	住所											役職名				
	勤続期間及び 年数		元号※	年	月	日	徴収された 税額	退職所得控除額の 控除後の金額		円	退職所得申告書の提出	☐	← 1：有 2：無			
		自						市 民 税		円	摘要					
		至						府 民 税		円						
		年	※1年未満の端数切上げ		合 計			円								
3	フリガナ											退職手当等の支払金額				
	氏名															
	住所											役職名				
	勤続期間及び 年数		元号※	年	月	日	徴収された 税額	退職所得控除額の 控除後の金額		円	退職所得申告書の提出	☐	← 1：有 2：無			
		自						市 民 税		円	摘要					
		至						府 民 税		円						
		年	※1年未満の端数切上げ		合 計			円								

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

大阪市長

あて

令和

年

月

日

特 別 徴 収 義 務 者 (給 与 支 払 者)

郵便番号

特別徴収義務者
指定番号

所 在 地
(住 所)

フリガナ

名 称
(氏 名)

法人番号
(個人番号は記載不要)

連絡先

所
属

氏
名

電
話

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。
◎変更する事項のみ記入してください。
ただし、代表者のみの変更の場合は提出不要です。
◎誤謬を避けるため、フリガナを必ず記入してください。

変更
年月日

令和

年

月

日

変
更
前

郵便番号

電話番号

所 在 地
(住 所)

フリガナ

名 称
(氏 名)

法人番号
(個人番号は記載不要)

変
更
後

郵便番号

電話番号

所 在 地
(住 所)

フリガナ

名 称
(氏 名)

法人番号
(個人番号は記載不要)

◎特別徴収に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合は、下記の欄に送付先の名称・所在地を記入してください。

送
付
先

郵便番号

電話番号

名称(氏名)

所在地(住所)

(1) 名称変更

番号を記入
←

1: 社名変更 2: 法人成り・個人事業主変更※ 3: 新法人の設立※
4: 分割による変更※
5: 合併等による変更 (旧社名の法人は登記上存続し、社名変更)
6: 合併等による変更 (旧社名の法人は登記上解散し、合併された) ※

下欄も記載して
ください

変
更
理
由

合併等による変更

●合併・吸収・分割先の名称及び特別徴収義務者指定番号を記入してください。

名称(氏名)

特別徴収義務者
指定番号

●合併・吸収・分割後の指定番号について、1～2の中から選んでください。

番号を記入
←

1: 合併・吸収・分割先の指定番号を使用する。
2: 新規に指定番号を取得する。

(注) 旧社名の特別徴収義務者番号を
継続して使用することはできません。

(2) 所在地変更

番号を記入
←

1: 事務所が移転(本店登記変更あり) 2: 事務所が移転(本店登記変更なし)
3: 送付先変更

(3) その他

番号を記入
←

1: 特別徴収事務の一本化※ 2: 解散・廃業 3: 休業
4: その他

「※」印が付いている項目については、指定番号を継続して使用することができません。
別途、給与所得者異動届出書の提出が必要です。

(注) この変更届出書を提出されましても、法人市民税等に係る異動届出書を提出したことにはなりませんのでご注意ください。